

益田市ふるさとづくり寄附金返礼品調達発送等事業者 公募要領

1 目的

本市のふるさとづくり寄附の推進と市内産業の活性化に寄与することを目的に、ふるさとづくり寄附金の寄附者に対して、地元特産品等のお礼の品（以下、「返礼品」という。）を進呈するため、返礼品及び返礼品を提供していただける事業者（以下、「事業者」という。）を募集します。

2 公募への参加要件

- (1) 益田市内に本社若しくは主たる事業所を有する法人、組合その他の団体又は個人事業主であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること
 - ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - ⑤ 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 益田市税の滞納がないこと。
- (5) 提案する返礼品の属する営業種目において、本公募への応募書類提出時点で、益田市における平成31～令和3年物品の売買等に係る入札参加資格を有しているか、資格審査申請を行なっていること。

入札参加資格申請方法等の詳細については、本要領〔11 問い合わせ先〕を参照のこと。

3 スケジュール

※公募参加のためには、入札参加資格を有しているか、資格審査申請を行なっていることが前提条件ですので、資格審査を申請される場合の書類提出等については、お早めに「益田市入札監理室」にお問合せください。

◎応募書類の提出	令和3年4月1日から随時受付 ※最終受付：令和4年1月末
◎選定委員会・選定結果通知	提案書提出後1週間程度
◎契約締結・返礼品の申込受付開始	提案書提出後2週間程度

4 募集内容

事業者は、本要領及び別紙仕様書（「益田市ふるさとづくり寄附金返礼品調達発送等業務仕様書」）を確認のうえ、返礼品の提案を行うこと。

（1）提案可能な返礼品の内容

次の①から⑥それぞれを満たすもの。

① 次のアからケのいずれかに該当するものとする。

ア 益田市内で生産された農産物・畜産物・海産物

イ 益田市内で生産又は加工された食料品・飲料

ウ 益田市内で生産された原材料を主たる材料とする食料品・飲料

エ 益田市内で製造された日用品・工芸品・民芸品

オ アからエの複数を組み合わせたもの

カ アからオその他の益田市の魅力を伝えるオリジナル製品

（例：益田市をPRするためのグッズ等で、益田市ふるさとづくり寄附金返礼品としてのみ取扱う製品など）

キ 益田市内における体験型メニュー

ク 益田市内で実施される代行サービス

ケ 島根県内の共通返礼品として認定されているもの

※令和2年12月1日に「しまね和牛」が認定されています。

※各提案品について、アからオに該当する品については生産地や加工地を「様式第4号（内容欄等）」に記載してください。

カについては、一般に流通している製品は不可とし、益田市との関連性についての説明資料を必ず提出してください。

② 酒類、生鮮食品等、提供にあたり許認可を要するものにあっては、事業者の責任において、その許認可を得ていること。

③ 食品・飲料等にあっては、原則として発送から7日以上消費期限を保証するもの。

④ 安定的な供給と品質の管理が可能であるもの。

⑤ 市場価格を踏まえた適正な額が提案されている返礼品であること。

⑥ 牛肉については、個体識別番号の表示について適切に対応すること。

(2) 返礼品の価格設定について

提案の際には、返礼品の市場価格を考慮したうえで価格を提案すること。提案価格は寄附額の3割以内(税込み)で設定する。また、最低寄附額は8,000円とし、千円単位とする。

返礼品の市場価格を確認するために、参考資料(カタログ等小売価格が表示されたもの)を提出すること。

※市においても、市場価格を調査することがあります。

※昨年度まで設定していた価格区分は撤廃しました。

※提案価格＝商品代金(市場における販売価格)・梱包代・人件費を含んだ税込み価格

※送料は、実費分を市が負担するため、提案価格に含めないこと

(3) 返礼品の提案にかかる注意点

- ① ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される特例的な寄附制度である。

ついては、返礼品提案にあつては、ふるさと納税の趣旨をふまえ、次に掲げるふるさと納税の趣旨に反するような返礼品の提案は控えること。

ア 換金性の高い商品券、食事券、プリペイドカード等の提案

イ 返礼品の内容説明に、商品価格や、寄附に対する対価であるとの誤解を招く表現を盛り込むこと。

- ② 同種又は同等規格の返礼品が複数品提案され、又は複数者から提案された場合には、選定委員会における審議の上、一部の提案のみを採用することがある。

5 質問の受付・回答について ※いずれも個別回答とします。

○公募全体に関する質問

益田市 産業経済部 産業支援センター

(〒698-0024 益田市駅前町17番1号 益田駅前ビル EAGA 内)

TEL: 0856-31-0332

FAX: 0856-22-0437

E-mail: furusatokifu@city.masuda.lg.jp

○提案内容に関する質問

株式会社ワールドワン (〒697-1322 浜田市日脚町774-1)

TEL: 0855-25-5170

E-mail: inquiry@worldone-inc.jp

6 応募書類の提出について

(1) 提出期限 随時受付 ※最終受付：令和4年1月末

(2) 提出内容・部数・提出先

以下の①～⑤に掲げる提出書類を益田市産業支援センターへ、⑥～⑦を株式会社ワールドワンへ提出すること。また、⑦に掲げる電子データ記録媒体(CD-R等)を1枚提出すること。

提出書類	提出先	必要部数
①参加申請書(様式第1号)	益田市産業経済部 産業支援センター (ふるさと納税担当) ※提出方法※ 持参・郵送	各1部
②事業者の概要(様式第2号)		
③役員名簿(様式第3号)		
④市税に滞納がないことの証明書		
⑤提案する返礼品の市場価格参考書類(カタログ等値段が表示されたもの) ※どの市場価格参考書類がどの返礼品に該当するかを明示すること。		
⑥特産品等提案書(様式第4号) ※提案書下段に記載のある添付書類を必ず添付すること。	株式会社ワールドワン (益田市ふるさと納税業務受託事業者) ※提出方法※ メール・郵送	各1部
⑦提案品全品分の「特産品等提案書(様式第4号)のデータ」及び「画像データ」を記録した電子データ記録媒体(CD-R等) ※CD-R等に事業者名を明記のこと。 ※画像が著作権・肖像権を侵害するものでないか確認のうえ提出すること。		

※既に令和3年度返礼品提供事業者となっている場合は①～④を省略できる。

7 選定について

(1) 選定方法

提案内容を益田市ふるさとづくり寄附金返礼品選定委員会(以下、「選定委員会」とする。)に諮り、委員による合議で返礼品としての採否を決定する。

(2) 事業者の失格事由

- ①本要項[2 公募への参加要件]の各項に定める要件を満たさないとき
- ②返礼品案その他の提出書類について虚偽の記載又は説明があったとき
- ③その他本事業の遂行にふさわしくない事情が認められた場合

8 選定結果通知及び返礼品協議

選定結果は、参加申請書(様式第1号)に記載の住所へ郵送する。後日、返礼品及び業務体制その他の調整が必要な部分について協議を行い、最終的な契約内容を定めるものとする。

9 契約

(1) 契約締結

市と事業者との返礼品及び業務体制等の調整・協議が終了し、契約内容が確定した段階で、市と事業者との間で契約を締結する。

(2) 契約内容

- ・返礼品納入契約（各返礼品の単価を定める契約）
- ・業務委託契約（返礼品納入業務に付随する業務内容を定める契約）

(3) 契約期間

契約日から令和4年3月31日（木）までとする。

10 その他留意事項

- ・参加申請書提出の後に、自己都合により本公募を辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。
- ・市は、本公募における郵便、電子メール等に関する通信事故については、一切責任を負わない。
- ・提出された応募書類一式は返却しない。

11 問い合わせ先

[公募全般に関すること]

益田市 産業経済部 産業支援センター

所在地：〒698-0024 益田市駅前町17番1号 益田駅前ビル EAGA 内

電話：0856-31-0332

FAX：0856-22-0437

E-mail：furusatokifu@city.masuda.lg.jp

益田市ふるさとづくり寄附金ページURL：

<https://www.city.masuda.lg.jp/site/furusato-kifu/>

[提案内容に関すること]

株式会社ワールドワン（益田市ふるさと納税業務受託事業者）

所在地：〒697-1322 浜田市日脚町774-1

電話：0855-25-5170

E-mail：inquiry@worldone-inc.jp

[平成31～令和3年物品の売買等に係る入札参加資格審査申請に関すること]

益田市 総務部 総務管財課 入札監理室

所在地：〒698-8650 益田市常盤町1番1号

電話：0856-31-0151

FAX：0856-23-0930

E-mail：soumu@city.masuda.lg.jp

URL：<https://www.city.masuda.lg.jp/soshiki/16/detail-49178.html>